

住宅市街地総合整備事業(水害対策型)

大規模水害が想定される人口集積地において、浸水切迫時の垂直避難先となる建物内避難者受入れスペースや避難経路となるデッキの整備、被害軽減のための浸水対策改修など、住宅市街地における水害対策を総合的に支援する事業を創設する。

ソフト対策・計画策定

現況調査・計画策定 事業化コーディネート 協議会活動 普及啓発 等

<補助率>

民間：国1/3、地方1/3 公共：国1/2

緊急避難対策

水平避難・垂直避難に資する避難経路・避難場所の確保

建物内の避難者受入れスペース 避難路・デッキ 避難地・高台公園等

<補助率>

民間：国2/3、地方1/3 公共：国1/2

※避難者受入れスペースは、その整備に伴うかかり増し費用が対象



一時滞在対策

水が引くまでの避難者の一時滞在に必要な施設整備

防災備蓄倉庫 非常用発電機 太陽光パネル・蓄電池 防災井戸

耐震性貯水槽 浄化設備や排水設備 マンホールトイレ 等

<補助率>

民間：国2/3、地方1/3 公共：国1/2

※避難者受入れスペースの整備に伴うかかり増し費用が対象



浸水対策

住宅・避難所等の浸水対策に係る改修等

嵩上げ プロティ化 止水板 囲い塀 耐水化 雨水貯留浸透施設

【嵩上げ、プロティ化、止水板、囲い塀、耐水化】

<補助率（避難所等の防災拠点）>

民間：国1/3、地方1/3 公共：国1/2

<補助率（その他の住宅・建築物）>

民間：国11.5%、地方11.5% 公共：国11.5%

<対象建築物>

	避難所等の防災拠点	その他の住宅・建築物
嵩上げ、プロティ化	既存建築物	①に限る
囲い塀、止水板、耐水化	①又は②に限る	

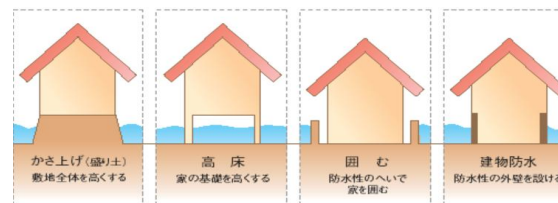
- ① 災害危険区域などの水害に関する建築制限により既存不適格となった住宅・建築物
- ② 浸水想定区域内の住宅・建築物(浸水想定区域の指定以前に建築されていたもの)



【雨水貯留浸透施設】

<補助率>

民間：国1/3、地方1/3 公共：国1/3



【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上
(重点供給地域は概ね2ha以上)
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・浸水想定区域内
- ・浸水被害発生時の緊急避難先が地区内に不足
- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上
(重点供給地域は概ね0.5ha以上)